

令和2年

東松島市教育委員会第1回定例会会議録

東松島市教育委員会

東松島市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 招集日時 令和2年1月23日(木) 午前9時00分
- 2 招集場所 東松島市役所 3階 第3委員会室
- 3 出席委員 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 福田 ゆかり
委員 鹿野 あい子 委員 松岡 勝久
- 4 傍聴者 2人
- 5 説明のため出席した者 教育部長 小山 哲哉
学校教育管理監 熱海 良彦
教育総務課長 勝又 啓普
生涯学習課長 柏木 淳一
- 6 本委員会書記 教育総務課 教育総務班長 木村 薫
- 7 開会 午前9時00分

8 出席確認

教育長 おはようございます。それでは出席の確認を行わせていただきますが、本日は委員全員の出席をいただいております。会議定足数に達しております。

なお、本日は2名の方より傍聴の申し出があり、許可しております。

9 開会挨拶

教育長 ただいまから「令和2年東松島市教育委員会第1回定例会」を開会いたします。どうぞよろしくお願いたします。

10 前回会議録の承認

教育長 それでは前回定例会の会議録の承認を行います。前回定例会の会議録につきましては、前もって事務局の方から各委員に配布してありますので、朗読は省略としてよろしいでしょうか。

(意義なし)

教育長 それでは朗読を省略いたしまして、ご意見のみを受け承りたいと思います。ご意見はよろしいでしょうか

(各委員意義なし)

教育長 それでは、前回定例会の会議録については、承認といたします。

11 会議録署名委員の指名

教育長 本日の会議録署名委員の指名を行います。

本日の署名委員は、松岡委員と福田委員をお願いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

1 2 教育行政報告

教育長 次に教育行政報告を行います。

教育部長から報告をお願いいたします。その後、補足があれば各課長から説明願います。

教育部長 それでは、教育行政報告の一覧表から主なものを説明させていただきます。

(資料教育行政報告一覧表に従い説明)

以上教育行政報告とさせていただきます。

教育長 何か補足ありますか。宜しいですか。

(特になし)

教育長 今の行政報告について、何かご質問はありませんか。

(各委員からの質問なし)

教育長 それでは、教育行政報告については承認とさせていただきます。

1 3 議 事

教育長 本日の議事にはいります。

はじめに、議案第1号「東松島市学校教育法施行細則の全部を改正する規則について」を議題といたします。担当課から説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは私の方から議案第1号「東松島市学校教育法施行細則の全部を改正する規則について」ご説明を申し上げます。本日お配りをしている資料議案につきましては全部改正後の内容について全部記載をしているものでございます。参考資料につきましては改正案と現行の新旧対象表としての形での資料作成をさせていただきます。

それでは説明させていただきます。説明につきましては参考資料を中心に説明させていただきますので宜しくお願いいたします。まず、東松島市学校教育法施行細則でございますが、こちらにつきましては学校教育法及び学校教育法施行令並びに学校教育法施行規則に基づきまして、教育委員会となりますが義務教育の就学に関する各種手続きについて定めており、その手続きの方法それから様式などを定めているものでございます。今回の改正については他自治体の事例等も踏まえた中で、市民の方々がわかり易いものということで改善を行う目的での細則を改正するものでございます。改正箇所が多くなっておりまして、一部改正ではなく全部改正という形での手続きとさせていただくものでございます。

今回の改正の中で目的としては大きく3つございます。まず、現行細則で不足していた用語の定義について明示化をさせていただきます。参考資料の2ページをご覧いただきたいと思いますが、こちらに第2条に定義として、具体的に児童生徒とは、保護者とはといったところを明文化したということでございます。それから2つ目でございますが、実際に行っている手続きで、細則に掲載されていないものうち明示する必要があると判断した内容を記載し、実態と整合を図ってさせていただきます。例でございますけれども第3条に追加、資料2ページで学齢簿に変更があった場合、当該学校長に書面、名簿で通知という内容の追加をさせていただいております。実態としては事務手続き上行っていたものでありますけれども、細則上の明示がございませんでしたので、これを改めて現行に合わせて追加したというものでございます。大きな3つ目でございますが、各種手続の様式でございます。

こちらにつきましては現行細則、例でみていただきたいのですが細かい部分もあります

ので全てについては説明申し上げますが、例えば9ページをご覧いただきたいのですが、こちらについては学区外就学の申請書の様式になります。現行の右側をみていただきこのような大まかな標記となっておりますが、これに対しまして改正案としては学区外就学の例でございますけれども、学区外就学の許可基準を別に設けております。当然市民の方々は学区外就学を確認したうえで、あるいは問い合わせをしたうえで記入しなければならないという状況でございましたが、これらの要件を様式そのものにガイド的に入れるというような工夫をいたしまして、よりわかり易い、書き易いものと改めております。なお、様式につきましては適宜市民の住民サービスの向上の目的から、便宜上新様式を既に採用してございます。このように改めて細則改正により、現行との整合性を図るといった内容でございます。大きくは3つの目的からなっているというところでございます。一つ一つ細かい文言表現等も実際には改正もでございます。全て時間の関係上全ての説明ではなく主なところでの説明とさせていただきます。説明は以上でございます。よろしくご審議賜り承認の程お願いいたします。

教育長 説明のありました現状に即してということ、わかり易くということ、様式等について説明がありました。ただいま説明があった議案1号についてのご質問、ご意見があればお願いをいたします。

教育長 はい、松岡委員。

松岡委員 参考資料の21ページの出席の催促についてのところ、こちらの文章は7日以上欠席していると通知が行く形になると思うんですけども、これ実際に何か規定があって通知しなければならないものなのかなというのが一点と、非常に文書を見ると冷たい感じがして、休んでいるお子さんに問題とか何かがあるわけで、行政の処罰が加わりますよと通知を送るのはどうなのかと思ったのでご説明をお願いしたい。

教育総務課長 実際にこれを適用させたという事例は近年では、私の知る限りではございません。義務教育でございますので当然ながら学校を欠席されているその前の理由を確認する必要がございます。色々な家庭の事情がありまして、それが正確に把握できない場合もありますので、その時に保護者に対してちょっと強めのもので内容を把握させて頂くための手続きのもので、実際は保護者との口頭でのやり取りとりであるとか柔かい形で進めているのが現状でございまして、それに応じていただけない場合ということでご理解頂ければと思います。

教育長 一般に不登校などのケースで数字のまま該当してこれを出すということでは全くなく、所謂親には就学させる義務があるので、親の都合によって不当な形である場合にということであり無い。その他ございませんか。木村委員さん。

木村委員 33ページの学区外というのと37ページの区域外という違いを教えてください。

教育総務課長 学区外につきましては、基本的に市内のケースを想定されまして、木村委員さんの近くであれば南新町の方々が本来であれば赤井小学校なのですが、赤井南小学校に通われる場合には学区外で、区域外の場合は市町村を跨いでという形で保護者の方の都合で石巻の学校に通いたいとかですね、災害がおきて集団移転で住居が石巻市にあるとかという形での逆に石巻に住んでいますが、現在の市内の学校に通いたいとかそういった場合に適用されます。

教育長 申請理由等については一緒ですよ。

教育総務課長 同じです。その他についても勿論ございます。

教育長 エリアの違いの表現の違いだということです。他にございませんか。鹿野委員さん。

鹿野委員 同じく33ページなのですが、学区外就学申請書新規・継続と書いてありますがこれは1年毎に更新ということですか。毎年出さなきゃいけないのですか。

教育総務課長 基本的には期間については確認をさせていただきますが、1年毎に確認させて頂いているということでございます。

福田委員 学区外通学についてなんですけど、これでほとんどが許可されるであろうとは思いますが、例えば不許可になるような場合には、ここにこう例が書いてあるのは大まかなもので色々あると思うのですが、例えばやむを得ず不許可になるようなものはあるのでしょうか。

教育総務課長 お答えいたします。基本的には許可基準というものがこの申請書にも記載されておりますので、これに該当する場合は許可対象といたします。その他の事案がございます様々な理由がございまして、その場合ですとまず相談をさせていただきながら、文部科学省からも学区外の通学については弾力的な取り扱いをするようにというふうなお話がありますので、できるだけ本人の希望に叶うような形、ただし、その特定の学校に集中して学校のキャパを超えるような危険性がある場合であるとか、そのような場合につきましては、優先的な判断をさせてみたり、あとは、もし、それが不許可になるケースというのが想定されるのであれば、それは虚偽の申請をした場合ということになります。

福田委員 わかりました。

教育長 宜しいでしょうか。他にご質問ご意見ございませんでしょうか。
(各委員からの異議なし)

教育長 それでは今説明のあった議案第1号について承認可決で宜しいでしょうか。
(各委員からの異議なし)

教育長 ご異議なしということを確認、議案第1号「東松島市学校教育法施行細則の全部を改正する規則について」を承認可決といたします。

教育長 次にその他に入ります教育委員の皆さんからご提案ご報告等がございましたらご発言をお願いいたします。

福田委員 学校に個別の防犯無線が配布されていると思うのですが、学校は広いですけど例えば1個しかないのか教室毎なのか階毎なのか教えて頂きたい。

教育総務課長 お答えさせていただきます。現行では学校に1台ということで、職員室もしくは防災拠点となる室に整備がされておりますけれども、先日の台風19号関連それから避難所の設営関連から今課題となっておりまして、議会でも色々ご質問なり提案なり頂いており、複数台配置をしながら有事の際に備えるということでの対応に方針が切り替わり、その準備をしているところであります。台数については、学校規模その避難する際のスペース、どのように活用するかそういったものを勘案しながら台数を決定していくということになります。対応としては防災課が対応することになります。

福田委員 わかりました。よろしく願いいたします。

教育長 他にありますか。鹿野委員さん。

鹿野委員 先日成人式に参加させていただきましたが、その際ご父兄の方は通路のあたりで皆さん小

さなモニターを見ていたのですが、会場の中に入って見たい気持ちもあるのではと思いながらも中は一杯だったですね。成人の人数だけでも。その時に、もう少しご父兄の方が見る画面が大きければいいと個人的に思いました。

柏木課長 はい、モニターも少し古くて画像も悪いので、大規模改修ですね令和3年度に行われま
すけれども、カメラの改修とともにそのモニターについては、あれはテレビですけれども今
かなり壁掛けのプロジェクタータイプみたいなものも出ておまして、改修の中で採用され
るかどうかは決まっていますが、検討事項として入っております。

鹿野委員 もしできるのならば親御さんも中の状況を見たいと思うので、個人的な意見ですが良いと
思います。

柏木課長 分かりました前向きに考えていきたいと思えます。

教育長 改修のタイミングで検討にはのぼっているということですね。

柏木課長 カメラが古いので改修は決まっているのですが、画像の良いもの変わるんですがモニタ
ーの大きさですね。それもお話しには出ておりました。

教育長 現在のサイズについてはあのまま。

柏木課長 あのままですね。

鹿野委員 ここはなるべく大きければいいと思えますね。

木村委員 大規模改修工事は令和3年度ということですが、いつからいつまでなのか。成人式には当
たるのかどうなのか。

柏木課長 4月1日から3月31日までです。施設内のものを出したり入れたり、それから開館準備
の期間、工期も含め全部で丸々1年という予定です。令和3年度の成人式は、おそらく市
民体育館になるのではないかと市民体育館になればギャラリーもありますので、父兄の方
も見れるのかなーというところもありますが、準備それからジェットヒーターはあります
けれど寒さ対策はしなければならぬのかなと思えます。

教育長 他にありますか。よろしいですか。

それでは報告ということになるのかと思えますが、オリンピック・パラリンピック関連で
何か教育委員さん方に情報提供があれば柏木課長の方からお願いします。

柏木課長 12月議会の一般質問にもございましたけれども、3月20日の聖火到着を記念しまして
オリンピックのレガシーということも含めまして、東松島市のスポーツ健康都市宣言をし
たいということでございます。こちらは、昨年9月から小山副市長をプロジェクトリー
ダーにして、生涯学習課と健康推進課を中心とするプロジェクトチームで、どういったス
ポーツ健康都市宣言文がよいのかを検討して、目的とすればスポーツをして市民の健康増
進を図るということ、それから食を通じて健康寿命の延生を図っていくというようなこと
を目標として定めております。それから宣言文の案がまとまりまして、班長クラスによる
復興調整会議それから4役を中心とした行政経営会議の方にも、案としてお示ししまして
一部修正が入って、現在手直しして再度決済を取り直しているという状況でございます。
健康都市宣言文がまとまりましたら、3月20日に宣言文の看板を庁舎前のロータリーの
ところに看板を設置しまして、3月20日聖火到着の日の朝に除幕式を行うというような
流れで現在進んでいるということでございます。それから聖火到着、皆様もご存じだと思
いますが松島基地に到着します。その時に市内の小学5年生全員ですけれども、セレモニ

一に参加するというところでございます。それに伴いまして色々まだ決まっていない所もあるんですけども、旧道のところでは商工会のあたりを中心に、商工会さんからも歓迎の何かイベントをしたいというような話も進んでいるところですが、これからは具体的にまだ詰まっていないというところでございます。わかり次第市民の皆様にも参加して頂けるように周知していきたいというところが現在の状況でございます。

教育長 管理監の方から学校がらみの動きのところや学校に指示しているという動きで何か伝えるところがあればお願いします。

管理監 今柏木課長からお話しがあった通り、当日3月20日は基地内で聖火到着式式典が行われるということの中で、市内の小学校5年生全員が参加ということが決まっているということ、ただ輸送をどうするか細かいところの計画はこれから出てくるんですけども、やはり保護者としては早めに情報を知りたいというのが本音だと思いますので、今週から来週初めにかけてオリパラ室で今文章を起案しているところですけども、全小学校の5年生の保護者に第一弾の通知を行う予定であります。またスポ少関係なのですが、ほぼほぼ6年生が引退して5年生の新チームが出来てきて、その時期というのは各種大会だったりあるいは送別会がありますので、先週金曜日の時点でオリパラ室の方からスポ少関係者の代表の方には、この日できるだけ聖火到着式に5年生の参加をお願いしたいという旨のお願いはしております。以上でございます。

教育長 非常に貴重な機会なので、子供達の記憶にオリンピックをしっかりと刻みたいという話しを校長会ででもしているところですよ。よろしいでしょうか。

それでは先程行政報告にもあったのですが、心あったかイトころ運動で、矢本二中学区と未来中学校区で終わったところで、明日は矢本一中学区であります。鹿野委員さんご参加頂いた未来中学校区のイトころ運動の感想等頂ければと思います。

鹿野委員 各学校素晴らしいですね。地道な活動ではあるんですけども、小さな活動を継続してやっているそれにプラスして各学校で、自分達今年はこのように挑戦して、もう少し盛り上げてみようとか音楽にあわせてBGMに合わせてハイタッチしてみようとか、それで各クラスでどのアイデアが良かったか、どうゆうことをしてみたいとかの工夫が見られたし素晴らしいなと思ってました。また、子供達があの場で自分たちが率先してやってきたことを発表できるってことは、すごく子供たちに自信と誇りに繋がるのではないかなーと思って拝見させていただきました。

教育長 はい、ありがとうございます。地道に取り組んで10年になるんですが、若干マンネリ化している活動は地道にマンネリはいいんですけど、発表は毎年マンネリ化して工夫が必要だなという声がないわけではないんですけども、改善を図りながら子供達は一生懸命やっているなーと私は思いました。今年はスマホとかゲームの取り組みについても入れてもらったり継続してやっていった方が良いなーと思っています。特になければよろしいでしょうか。

教育長 では、本日予定されております議案は以上であります。

次回の定例会は平成2年2月20日木曜日午前9時から本庁舎202会議室で行います。

教育長 以上をもちまして、令和2年東松島市教育委員会第1回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

14 閉 会 午前9時33分

15 本委員会の次第は次のとおりである。

(1) 議案第1号「東松島市学校教育法施行細則の全部を改正する規則について」

(承認)

16 この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課教育総務班長 木村 薫

上記、記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和2年2月21日

会議録署名委員

会議録署名委員